

第3次経営計画

1 充実・強化すべき主な事業

事業団が有する高度な専門性を活かして、以下の事業の充実・強化に取り組みます。

(1) 障がい児支援

福岡市における障がい児療育について、多種多様なニーズを有する障がい児とその家族に対する直接的な支援や、身近な地域での生活を送ることができるよう関係施設等へのフォローといった間接的な支援を行います。

(2) 発達障がい支援

発達障がい者支援センターにおける本人及び家族に対する相談支援はもとより、大幅に増加している発達障がい児・者が身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、全市的な支援の質の向上を図るとともに、本人だけでなく保護者やきょうだいへの支援を行います。

(3) 高次脳機能障がい支援

心身障がい福祉センターが中心となって、本人や家族に対する自立訓練や相談支援の充実に取り組んでいくとともに、福岡市内の医療、福祉、行政などと連携した支援ネットワークの啓発と拡充に努めます。

(4) 強度行動障がい支援

ももち福祉プラザと障がい者行動支援センターか〜むを中心に、本人の行動問題の軽減、及び福祉サービス利用の拡充に向け、多様な支援を進めます。

また、強度行動障がいの予防的観点も含め支援者の養成に積極的に取り組みます。

(5) 就労支援

市内の就労移行支援事業所等の状況、関連法の改正などを踏まえ、本人への直接的な支援に加え、企業や就労移行支援事業所などに対する支援をより強化し、障がい者雇用促進に取り組みます。

(6) 地域生活支援

障がい児・者及びその家族が、住み慣れた地域社会で安心して生活できるよう、地域における多様な課題やニーズの把握と適切な対応に努めます。また、障がい者の権利擁護などに積極的に取り組みます。

(7) 社会参加・障がい者スポーツ支援

障がい児・者の社会生活の充実に向けて、障がい者フレンドホームで行っているリハビリ教室や余暇活動支援のより効果的な実施を進めます。

また、福岡市における障がい児・者スポーツの普及と発展のため、障がい者スポーツセンターを中心として各競技のスポーツ大会・スポーツ教室の充実や市民への啓発に努めます。

2 法人経営

事業団がその役割を果たしうる組織として存続していくため、以下の点に取り組みます。

(1) 安定的な法人経営

福岡市からの指定管理施設については、事業団の事業と収入の大きな部分を占めており、組織の安定的な経営を考えるうえで非常に重要な項目であるため、実施事業や収支など、様々な観点から対応を進めていきます。

(2) 財務基盤の強化

自主財源の確保による財務面での自立性の向上、並びに収益増と経費節減による良好な収支バランスの構築に取り組みます。

(3) 組織力の強化

事業団がその役割を果たしていくため、長年培ってきた専門性の維持・継承を進め、知識と経験の豊かな人材の育成に努めていきます。また、事業団から様々な媒体・手段によって広く市民に情報発信を行い、障がい福祉についての啓発等に取り組みます。